国土ニュース

第194号　平成30年12月3日
発行:株式会社 国土工営
〒162-0814 東京都新宿区新小川町 6-36　S＆Sビル 2 階
TEL：03-5227-3601　　FAX：03-5227-3604
http://www.kokudokouei.co.jp
編集責任者:上甲 覚

「個人版事業承継税制」税制大綱へ

国土ニュース 9 月号でも取り上げましたが、11 月 29 日の日経新聞によると、個人事業主が所有する土地や建物にかかる贈与税等の支払を猶予する、「個人事業主版の事業承継税制」について、2019 年度の税制大綱に盛り込む旨、記載がありました。

想定される主な対象案件としては、地方の旅館や町工場、代々続く酒蔵等、現状法人化されておらず個人事業主として続けてきている事業で、特に現状、現金が手元になく、かつ資産に占める土地や建物の比率が高い、「有形固定資産」の大きな業態を指すのだと考えられます。

法人版の事業承継税制（非上場株式の贈与税・相続税納税猶予制度）については、既に 10 年前から実施（従来法では全議決権株式の 3 分の 2 までの贈与税 100%、相続税 80%が猶予）されており、今年の 1 月 1 日から 10 年間の期限付きで実施されている特例については、全議決権株式に係る贈与税・相続税共に 100%税金が猶予されます。

しかし、現状個人事業主には適用できないため、今後は 2025 年までに 70 歳を超える約 150 万人の個人事業主が、税金を理由に廃業されることを何としても避ける方策の整備が急務でした。

ただし、節税等を目的とした悪質な申請をなくすため、法人版事業承継税制と同様に、都道府県に申請し、その後認定を受ける形をとることを検討しています。併せて、後継ぎが承継後すぐに辞めないための制約も検討するとのことです。

しかし、処々の制約はあるものの、事業承継をしたいが、継ぐお金がないと悩んでいる後継者にはまたとない朗報です。政府には法人版と同様に免除規定を緩和していただき、多くの対象者にとって、「使える」制度にして欲しいと思います。

改正民法（相続法）施行日決定

近年急速に進む高齢化等の社会情勢の変化に対応し、特に長年連れ添った配偶者への配慮を明確にするための法律の改正が佳境を迎えています。

1980 年（昭和 55 年）以来約 40 年振りに相続に関する規律を見直した改正民法（相続法）の施行日を定めた「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」の施行期日を定める政令が閣議決定されました。

改正法の原則は来年 7 月 1 日からとなりますが、改正内容によって一部施行日が異なりますので、十分にご注意ください。

改正法の施行期日一覧

改正内容		施行日
遺言	自筆証書遺言に添付する財産目録は自書でなくてもOK	2019年1月13日
遺産分割	持ち戻し免除の意思表示の推定規定、預貯金仮払い制度等の創設	2019年7月1日
遺言	遺言執行者の権限の明確化	
遺留分	遺留分侵害額に相当する金銭債権への変更	
特別寄与	相続人以外の者の貢献を考慮する特別寄与料制度の創設	
移住権	配偶者短期移住権と、終身又は一定期間、配偶者にその使用または収益を認める移住権の創設	2020年4月1日
遺言	法務局で自筆証書遺言に係る遺言書を補完する制度の創設	2020年7月10日

出典：速報税理より

カレンダー

国土ニュース 12 月号の発行日、12 月 3 日は「カレンダーの日」です。日本で現在使用している「太陽暦」が採用されたのは、1872 年（明治 5 年）のことです。当時の政府が「来る 12 月 3 日を新暦（太陽暦）の明治 6 年 1 月 1 日とする」と発表したことを記念して、全国団扇扇子カレンダー協議会によって、1987 年（昭和 62 年）に制定されました。ただし、当時の常識では太陰太陽暦であったことと、政府の発表からわずか 23 日で暦が変わるという、今では考えられない急展開な変更期間だったということで、市井は大混乱に陥ったようです（結局、社会の動きとは別に、大正や昭和になっても太陰太陽暦を使用している人が多く、戦後直ぐの 1947 年（昭和 22）年調査では、新旧暦を併用して使っていると答えたひとは全国で約 44%にものぼったそうです）。

さて、カレンダーは、時間を知る「時計」と同様に、今日が一体いつの日なのか確認する、生活になくてはならないものですね。カレンダーがない会社や自宅は恐らくないのではないでしょうか。

そんな「最重要アイテム」のカレンダーですから、当然歴史は古く、古代エジプト時代において、ナイル川の氾濫の時期に周期性があると気付いた古代エジプト人が、カレンダーの前身の「暦」を発見したといわれています。

その後、人類が農耕を行うようになると、適切な農作業の時期を知るために暦を活用するようになってきました。ただし、この時の暦の考え方は現在の太陽暦（グレゴリオ暦）ではなく、月の満ち欠けから月日を計算する方法（太陰暦）でした。

この太陰暦は画期的な発明であるものの、同時に大きな弱点がありました。太陰暦は上記の通り、月の満ち欠けを基準にしているため、新月（月が地球の影と

なり、何も見えない状態）から、次の新月までを一か月とした場合、その間およそ29.5日と中途半端になってしまいます。地球が太陽の周りをまわる周期が約365日ですので、仮に太陰暦だけで生活すると、1年で11日、3年で約1ヵ月太陽の運行とずれてしまい、徐々に季節とかけ離れた暦となってしまいます。

そこで、3年に1回、1年を13ヵ月として調整を図るようにし（入れた1ヵ月のことを閏月（うるうづき）といいます）、実際の太陽の動きと合わせました。これを「太陰太陽暦」といい、日本でも明治5年までは「国暦」として採用されていました。

現在使われている太陽暦は「グレゴリオ暦」といい、世界中で採用されているものですが、この暦は、時のローマ教皇グレゴリウス13世が、当時使われていた「ユリウス暦」の改良を命じ、1582年10月15日から行用されています。

グレゴリオ暦は、平年では365日としながら、400年間に97日の閏年を置いて366日にすることで、平均太陽年（回帰年）に合わせるというものです。上記で調整すると、365日＋（97/400）日＝365.2425日となり、回帰年の365.242189572日と比べ26.821秒だけ長いという極めて高い正確性があります。

このように非常に歴史のあるカレンダーですが、現在日本で使われているカレンダーを決定しているのは、日本政府で、毎年2月1日に国が発行する官報に来年のカレンダーが発表されています。平成は来年の4月30日までですが、新元号の扱いも含め、官報ではどう対応するのでしょうか？ちょっと興味がありますね。

「伝説」が蘇る

12月3日の記念日は外にもたくさんあるのですが、実はもう一つ有名な記念日があります。それは「プレイステーションの日」です。

通称「プレステ（PS）」と言われ世界中で愛好者がいる家庭用ゲーム機の世界的ヒット商品が、1994年（平成6年）の同日に発売されたことから、発売元のソニーコンピュータエンタテインメントが後日設定しました。

PSは、据置型としては初めて、累計出荷台数が世界で1億台（主な出荷先：日本1,900万台、米国3,967万台、EU3,961万台）を突破した家庭用ゲーム機ですが、当時市場を席捲していた任天堂を押しのけて爆発的な売り上げを記録した最大の要因は「サードパーティ（メーカー以外のソフト開発業者）」の取り込みでした。

当時強かったゲーム会社は任天堂とセガでしたが、両者はハード、ソフト共に自前での制作となっていました。このソフト開発は非常に大変で、ヒット作品を生むためには膨大な経費を投入しなければなりません。そこで、ソニーは、150万円で開発機材をサードパーティに提供し、振興ゲームメーカーが多数参入しました。

またプログラマーの負担軽減のため、ソニー側でプログラムのライブラリを構築し開発者支援をしたところ好評で、結局200社を超えるサードパーティの参加がありました。

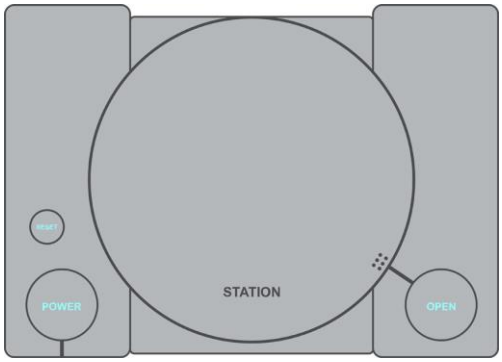

その中からヒット作品が次々生まれ、あっという間に世界中で遊ばれるゲーム機となったのです。

ちなみにこのPSの後継機のPS2は、PSと同じく世界で1億台以上出荷された優秀な後継機だったのですが、当時、ゲーム機内の部品が安価でかつ高性能のため、「兵器への転用の恐れがある」として、ワッセナー・アレンジメント（42ヵ国で協定を結んでいる通常兵器の輸出管理に関する国際的な申し合わせ・紳士協定）にて、輸出規制の対象となり、当時話題になりました。

そして、PS発売から24年経った今年の12月3日（月）には、当時の人気ソフト20タイトルが内蔵され、しかも非常にコンパクト（縦横で45%、体積で80%）になったPSクラシックが発売されます。当時夢中で遊んだ中高年の人は懐かしく、若い人には粗めのグラフィックがかえって新鮮かもしれません。

毎年12月後半に来る「ビッグイベント」に向けて、子供や孫用に、また本人用に購入する光景があちらこちらで見られるのかもしれませんね。

トリニテーシステム業務提携先（平成30年12月現在）

東京税理士協同組合
東京地方税理士協同組合
千葉県税理士協同組合
埼玉県税理士協同組合
名古屋税理士協同組合
東海税理士協同組合
京都税理士協同組合
滋賀県税理士協同組合
大阪・奈良税理士協同組合
神戸税理士協同組合
阪神三税協（伊丹・尼崎・西宮）

トリニテーシステム

国土工営では
①土地資産家のお客様の相続対策・納税対策
②保有資産の収益力アップ・資産の組換えなど資産強化策
③自社株評価補助・事業承継税制の活用等法人対策
④中小企業のM&A、事業再生
などを手がけております。各分野の専門家が調査・実務を担当いたしますので、お気軽にご相談ください。

本　　社：０３－５２２７－３６０１
横浜支店：０４５－６５１－２８４１
名古屋支店：０５２－５８８－２３２２
関西支店：０７５－２１２－２８０１
大阪事務所：０６－６９２０－５５５１